第四十九条の十四に次の一号を加える。

十四　七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務のもの

イ　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。

ロ　送信空中線は、その絶対利得が三五デシベル以下であること。

第四十九条の二十二の二第一項第二号ただし書中「及び空中線系」を「、空中線系その他総務大臣が別に告示するもの」に改める。

第四十九条の二十八第一項中「二、六二五MHz」を「二、六五五MHz」に改め、同項第一号イを次のように改める。

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

第四十九条の二十八第一項第二号を次のように改める。

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ　送信バースト長及び隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

第四十九条の二十八第二項第一号中「二〇ワット以下」の下に「（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下）」を加え、同条第三項第二号を次のように改める。

二　送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

第四十九条の二十八第三項第三号中「（一）三〇デシベル」を「（一）三三デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する無線設備であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、（一）三〇デシベル）」に改め、同条第四項中「であつて送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第一号中「〇・二ワット」を「〇・四ワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同項第三号中「再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）による中継を行うものにあつては、」を削り、「（一）三〇デシベル」の下に「（基地局と通信を行う陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備にあつては、（一）三三デシベル）」を加え、同条第五項中「（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削る。

第四十九条の二十九第一項中「時分割・直交周波数分割多元接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「二、六二五MHz」を「二、六五五MHz」に改め、同条第四項第三号中「再生中継方式」の下に「（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）」を加える。

第四十九条の二十八を削る。

第四十九条の三十一の見出しを削り、同条を第四十九条の三十とする。

第四章第四節の二十九を同章第四節の二十八とする。

第四十九条の三十二の見出しを削り、同条を第四十九条の三十一とする。

第四章第四節の三十を同章第四節の二十九とする。

第五十四条第一号中「一五〇MHz帯の周波数」を「一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。次号において同じ。）」に改め、同条第二号中「一五〇MHz帯又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの」を「一五〇MHz帯又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）」に改める。

第五十七条の三ただし書中「、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」及び「、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

第五十八条の二の三の二第二号中「、毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同条第三号の表毎秒三・六八六四メガチップのものの項を削る。

別表第一号注31(1)ア中「(同条第３項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)」を削り、「次式」を「次の式」に改め、同(1)イからエまでを削り、同(1)オ中「915MHz以下又は915MHz」を「890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHz」に改め、同オ(ア)中「次式」を「次の式」に改め、同オを同(1)イとし、同(1)カ中「1,749.9MHz」を「1,744.9MHz」に、「1,844.9MHz」を「1,839.9MHz」に改め、同カ(ア)中「次式」を「次の式」に改め、同カ(イ)中「又は毎秒3.6864メガチップ」を削り、同カを同(1)ウとし、同(1)キ中「次式」を「次の式」に改め、同キを同(1)エとし、同(1)ク中「次式」を「次の式」に改め、同クを同(1)オとし、同(1)ケ(ア)中「次式」を「次の式」に改め、同ケを同(1)カとし、同(1)コ中「次式」を「次の式」に改め、同コを同(1)キとし、同(1)サ(ア)から(ウ)までの規定中「次式」を「次の式」に改め、同サを同(1)クとし、同注31(6)中「1,919.45MHz」を「1,915.55MHz」に改め、同注31(16)ア及びイを次のように改める。

ア　基地局　　2（10^{-6}）

イ　陸上移動局　　2（10^{-6}）

別表第一号注31(18)を削り、同表注34(2)中「又は76GHzを超え77GHz以下」を「、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下」に改める。

別表第二号第11を次のように改める。

第11　削除

別表第二号第12の２中「915MHz以下又は915MHz」を「890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHz」に改め、同２(3)中「、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下」を削り、同第12の３中「1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHz」を「1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHz」に改め、同３(3)中「又は毎秒3.6864メガチップのもの」を削り、同表第27の１中「1,919.6MHz」を「1,915.7MHz」に改め、同表第50中２を削り、３を２とし、同表第51の１及び２を次のように改める。

1　チャネル間隔が５MHzのもの　　4.9MHz

2　チャネル間隔が10MHzのもの　　9.9MHz